

資料提供(投げ込み) 令和4年4月26日(火)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
政策財務部 資産税課 (電話059-229-3132)	政策財務部資産税担当参事(兼) 資産税課長 坂越 健二

令和4年度固定資産税・都市計画税(土地・家屋) 課税明細書の記載誤りについて

このことについて、令和4年4月4日以降に発送した税額等更正分に係る令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書(以下「納税通知書」といいます。)に添付した令和4年度固定資産税・都市計画税(土地・家屋)課税明細書(以下「課税明細書」といいます。)に記載されている参考税額の一部に誤りがあることが判明しました。その内容については下記のとおりです。

記

1 主な経過

令和4年4月4日(月)以降に発送した税額等更正分に係る納税通知書について、同月21日(木)午後4時頃、納税義務者から電話連絡があり、納税通知書に記載されている都市計画税の合計税額と納税通知書に添付した課税明細書に記載されている物件別の都市計画税の参考税額の合計額が一致していないことに対する問合せがありました。

当該電話連絡を受け、当該物件に係る課税情報を確認したところ、納税通知書に記載されている都市計画税の合計税額は適正でしたが、課税明細書に記載された土地に係る物件別の都市計画税の参考税額について、本来、都市計画税の税率として0.3パーセントを乗じるべきところ、誤って0.2パーセントを乗じており、調査の結果、同様の事例が75件あることが判明しました。

75件のいずれの事例においても、固定資産税及び都市計画税の税額は適正に計算されていることから、納税額に影響を及ぼすものではありませんが、誤った参考税額が記載された課税明細書を送付した75件の納税義務者に対しては、書面等によりお詫びするとともに、課税明細書を改めて作成し、送付します。

2 原因

本市においては、令和4年3月に従来の基幹情報システムを総合行政クラウドサービスに切り替えましたが、切替えに伴う都市計画税に係る課税明細書の処理において、都市計画税の参考税額に係る設定条件の確認が不十分であったことが原因です。

なお、同年4月1日(金)に発送した令和4年度当初の納税通知書については、

従来の基幹情報システムで作成したものであり、納税通知書及び課税明細書の記載内容に誤りはありません。

3 今後の対応

総合行政クラウドサービスの管理を委託する事業者に対し、課税明細書に係る参考税額の設定条件を修正するよう指示するとともに、当該クラウドサービスにおけるデータ処理等の管理については、当該委託事業者との連絡調整及び担当者の確認体制を強化し、適切な運用に取り組むことで、再発を防止します。